

空家の利活用に補助金交付

～初期整備費用の補助金を活用しませんか？～

空家を活用して地域のための事業を始めたいと思っている方へ
これまでの補助金のほかに、新たなメニューができました！

地域と連携したコミュニティカ
フェができる場所がほしい！

ほかにも・・・

- ☆一人暮らし高齢者の居場所
- ☆市民向けDIY工房
- ☆地産地消料理教室
- ☆まちのギャラリー
- ☆子どもの居場所 など

子育ての情報交換の
場がほしい！

空家所有者の方

空家を持っている
けど、当分使う予
定がなければ地
域の活動などに
お貸しください！

地域活性化を目指
したコミュニティビ
ジネスの場がほし
い！



補助金申請受付期間 **6月1日(木)～9月25日(月)**

公開審査会
10月15日(日)

裏面の内容を必ずご覧ください！

申込み・問合せ 藤沢市住宅政策課
藤沢市朝日町1-1 電話0466-50-3541
メールアドレス fj-jutaku@city.fujisawa.lg.jp

空家を地域資源として活用し、地域交流の活性化や社会的・地域的課題の解決を目指した場にすることができれば、地域コミュニティの維持・再生等にもつながります。行政では実現しにくい創意工夫を凝らした発想により、空家を地域づくりの場にする多くの取組が行われることを期待しています。

補助金が2種類に増えました♪

大規模改修型補助金(既存)

小規模改修型補助金(新)

補助対象は、両方とも改修設計費、改修工事費(耐震改修にかかるものを含む)

補助額 補助対象経費の3分の2
(上限100万円)

補助額 補助対象経費の2分の1
(上限 50万円)

事業主体 団体
(ボランティア団体、非営利組織など、5人以上で構成し、会則、事業計画、役員名簿等を定め運営費を確保できること)

事業主体 団体 及び 個人でも可

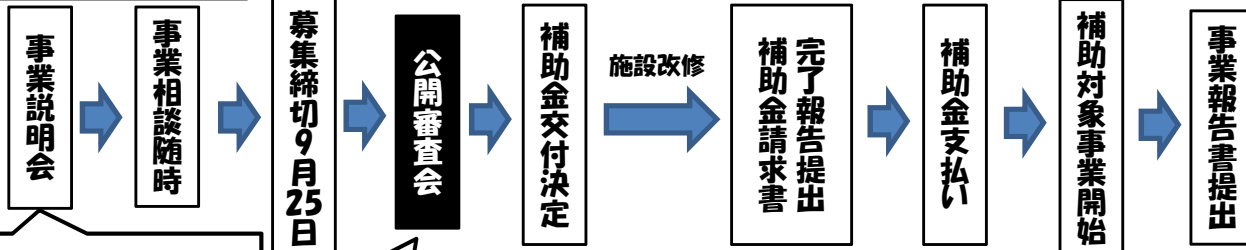
補助対象事業(非営利事業のみ可)
地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域課題の解決の一助となるような地域貢献事業
※事業は**10年継続**できること。

補助対象事業
左記の内容を含む営利事業も可
(シェアキッチン、こども食堂…等)
→あくまでも一例です。
※事業は、**2年間継続**できること。

- 対象となる空家の要件
- ・市内にある一戸建ての空家で、1年以上使われていないこと。
 - ・所有者が入院、施設入所の際は1年未満でも可。
 - ・全室が使われていない共同住宅、使われていない棟が別の離れ。
 - ・営業実態がない店舗兼住宅。

★昭和56年5月31日以前に着工された建築物は、補助金請求までに耐震性を確保すること。

補助金交付の流れ



補助金説明会
①5月14日(日)10時
市役所本庁舎5階
②5月16日(火)18時
市役所分庁舎2階
③5月18日(木)10時
市役所分庁舎3階
④5月20日(土)14時
湘南台市民シアター
地下1/ハーサル室

公開審査会
10月15日(日)
午前10時～
市役所分庁舎
3階3-2会議室
※応募団体のプレゼンテーションと審査委員による質疑等

公開審査会審査基準
1 実現性
2 継続性
3 地域貢献度
4 モデル性・発展性
5 費用対効果
6 場所の適性

受付場所
住宅政策課
市役所分庁舎
3階

※申請書類等の詳細は、「令和5年度藤沢市空家利活用事業補助金申請の手引き」をご覧ください。
※手引きは、住宅政策課、各市民センター・公民館等にあります。市ホームページもご覧ください。